

## 大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ【概要】（素案）

## 1 協力者会議の検討状況

教育情報の特性：大学の多様な教育研究活動を反映した、情報の多様性  
 入学希望者から海外の大学関係者までを含む幅広いステークホルダーの存在  
 教育情報の重要性：公的な教育機関として説明責任、教育の改善への活用



教育情報の公表の制度化の考え方や範囲を踏まえ、各大学の使命（ミッション）を明確化するとともに、どのような教育を行っているか分かりやすく示す方策を検討

## 2 大学の教育情報の公表・活用に関する経緯と現状

## &lt;国内の状況&gt;

- ・教育情報の公表について、段階的に制度整備が進展
- ・ホームページによる情報公表について、分かりやすさの点で課題
- ・大学に関するデータベースの見直しを踏まえ効率的な仕組みの再構築が課題

## &lt;諸外国の状況&gt;

- ・教育研究活動の状況の公表や、質の向上を目的としたデータベースを構築

## 3 教育情報の公表・活用の促進

## (1) 教育情報の公表・活用に関する方向性

- 教育情報の公表の制度化を踏まえて、各大学の自主的・自律的な取組と大学関係団体による支援の促進



## &lt;各大学の取組&gt;

- ・使命（ミッション）を明確化し、教育活動の状況を分かりやすく示す工夫を促進  
 （→オープンキャンパスやオープンコースウェアの活用、国際的な情報発信）

## &lt;大学関係団体の取組&gt;

- ・ガイドライン作成など、各大学への情報提供の充実
- ・優れた大学改革の取組などについて、全国的・専門的な視点から情報提供を促進

## (2) 大学の負担の軽減

- 教育情報の収集・公表に関して、様々な調査が行われており、大学の負担軽減が必要



- ・大学の基礎的な情報について、公表・共有する仕組みを構築し調査負担を軽減
- ・文部科学省が実施する調査等について、項目の削減や調査頻度を見直し

## (3) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

- 各大学の使命（ミッション）と大学の活動状況を分かりやすく示す仕組みを構築



- ・大学コミュニティが自主的・自律的に運営するものとして構築
- ・我が国の大学の多様性等を踏まえ、収集する情報やその分析・表示の在り方を工夫  
 （→小規模大学や地方大学を含む大学の強みや特色を示す）
- ・これまでの我が国において取り組んできた蓄積を十分活用し、効率的・効果的に整備

- 多くの者が大学を訪問し、統計などでは分からない大学の多様な活動を知ることができるように努めることが肝要

# 大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ（素案）

<b>1 協力者会議の検討状況</b>	<b>1</b>
(1) 協力者会議の検討の目的	1
・ 検討の目的	
・ 中央教育審議会大学分科会における審議	
(2) 検討に当たっての基本的な考え方	2
・ 教育情報の特性	
・ 教育情報の重要性	
・ 検討の方向性と留意点	
<b>2 大学の教育情報の公表・活用に関する経緯と現状</b>	<b>5</b>
(1) 教育情報の公表等に関する制度改正の経緯と現状	5
(2) 共通的な情報公表の仕組みの見直し	6
(3) 諸外国の状況	6
<b>3 教育情報の公表・活用の促進</b>	<b>7</b>
(1) 教育情報の公表・活用に関する方向性	7
①各大学の自主的・自律的な取組	7
・ 各大学による情報発信の工夫	
・ 学生の学修状況に関する情報	
②大学関係団体による教育情報の公表・活用に関する支援	9
・ 大学関係団体による指針の作成	
・ 大学関係団体による教育情報の収集・発信	
・ 大学関係団体による情報収集・公表の留意点	
・ 人材育成への支援	
(2) 大学の負担の軽減	11
・ 教育情報の取扱に関する負担の状況	
・ 負担軽減のための方策	
(3) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備	13

## 1 協力者会議の検討状況

### (1) 協力者会議の検討の目的

#### (検討の目的)

大学の教育内容や教育環境に関する情報（教育情報）について、

○各大学が、それぞれの有する教育情報を適切に把握・分析し、教育の質の向上に活用していくこと、

○教育情報の公表の制度改正を踏まえ、教育情報を社会に分かりやすく示すこと、

○教育情報の収集・公表に関する大学の負担軽減、

などが課題となっている。

このことを踏まえ、大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議（以下「協力者会議」）では、今後の大学の教育情報の活用支援と公表の在り方について検討を行っている。

#### (中央教育審議会大学分科会における審議)

中央教育審議会大学分科会では、大学改革に関し、

○教育の質の保証・向上の推進方策、

○大学の機能別の分化や連携に関する推進方策、

○大学の組織・経営基盤の強化、

の3つの観点から検討が行われている。その中でも、大学の機能別の分化が進展していく中で、各大学が使命（ミッション）を明確化しながら、教育の質の向上に取り組むための支援方策が課題となっており、協力者会議では、このことも踏まえて検討を行っている。

## (2) 検討に当たっての基本的な考え方

### (教育情報の特性)

大学は、学問分野の特性や、学生・教職員の状況、地域や社会からの要請と期待に応えるため、国内外の多様なニーズに対応した教育研究活動を展開しており、そうした活動を反映して、大学が持つ情報も極めて多様なものとなっている。

そうしたことを前提として、教育情報の特性として以下を指摘することができる。

- ① 学校基本調査で収集されるような大学の基礎的な情報は、一般的に大学に関心を有する者から高等教育の研究者まで、幅広い関係者にとって必要とされる情報であるとともに、その範囲や収集方法も明確であり、各大学の合意の下に公表を進め、共有していくことができると考えられること。
- ② 大学は、公的な教育機関であること、また、大学教育に関心を有する者としては、在学者や入学希望者、卒業生、その保護者、高等学校関係者、企業関係者、さらには海外の入学希望者や連携を想定する海外の大学関係者など、幅広いことが想定され、そうした者のことを踏まえて、教育情報の取扱を検討すべきであること。
- ③ 教育研究や経営の方向性を検討するため、主に大学内で用いられる情報と、上記の多様な関係者の理解を目的として公表する情報の二つを分けて検討する必要があること。

### (教育情報の重要性)

国内の急速な少子高齢化、国際化・情報化の進展など大学を取り巻く環境が大きく変化している中で、大学改革における最も重要な課題は教育の質の保証・向上である。教育の質保証・向上を具体的に進めるためには、大学が公的な教育機関としての説明責任を果たし、社会の理解を得ながら教育研究活動を行い、その成果や課題を自ら分析し、教育の改善に活かすことが求められ、その観点からも教育情報の活用・公表の重要性を指摘することができる。

国公立の設置形態ごとの大学団体（以下「大学団体」）では、それぞれの大学の機能強化や発展を図るための方策の一環として、積極的に情報を公表していくことの重要性を示している。

### (私立大学団体連合会)

私立大学の質保証の観点から、各大学の教育の質向上に向けた取組をはじめとする教育方針や内容（教育情報）とともに、財務と経営（財務・経営情報）にかかる情報の公表を通じて透明性を向上し、私立大学が自らの説明責任を果たすことが不可欠とし、また、情報の公開は広く社会に自らの存在意義を証明するもの

としている。（「21世紀社会の持続的発展を支える私立大学―「教育立国」日本の再構築のために―」平成23年6月）

#### （国立大学協会）

国立大学の機能強化の方策をとりまとめており、厳格な自己評価と大学情報の積極的開示、及びステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から、大学情報の国内外への発信体制の整備、複数大学共同による海外での情報発信体制の構築、ステークホルダーの特性に応じた大学情報発信体制の充実を進めること明らかにしている。（「国立大学の機能強化―国民への約束―【中間まとめ】」平成23年6月）

#### （公立大学協会）

公立大学のプレゼンスの向上のため、公立大学の教育、研究、地域貢献等の活動について情報発信を積極的に進める必要があり、また、情報発信の作業を通じて公立大学の教育情報の戦略的活用の取り組みを促進させることも可能としている。（平成21年度公立大学協会第1委員会報告）

#### （日本私立短期大学協会）

大学団体の能力を活用して、短期大学に関する社会全般への有効な情報発信、教育政策立案のための情報集約など、短期大学に関する情報提供の充実を図ることの重要性を指摘している。（「短期大学教育の再構築を目指して―新時代の短期大学の役割と機能―」平成21年1月）

#### （全国公立短期大学協会）

地域に貢献する有為な人材の育成と地域の教育研究・文化を牽引する高等教育機関としての役割を果たすため、各校における教育情報の公開は自明のこととしてその取組がなされており、中央教育審議会の審議等を契機として、より適切な教育情報の提供と活用に向けて、各種研修会、情報交換などを通じた取り組みが進められている。（全国公立短期大学協会からの報告）

#### （検討の方向性と留意点）

協力者会議では、こうした教育情報の特性・重要性を踏まえ、教育情報の公表・活用に関する新たな基盤の整備が急ぎ求められる課題との認識に基づき検討を行った。

教育情報の公表の考え方や公表すべき情報の範囲は、すでに、中央教育審議会大

学分科会が、その考え方を取りまとめており、必要な制度改正もなされている。協力者会議としては、その状況も踏まえながら、教育情報の公表を通じて、各大学の使命（ミッション）を明確化するとともに、どのような教育を行っているかを分かりやすく示す方策を検討することとした。

その際、大学は学部等の組織の構成、設置される地域、設置形態の違いなど多様な状況があり、大学の規模によっては、情報の公表などの事務を担う体制を十分整備することが困難な場合もあることを踏まえて、大学の情報の公表・活用を一層促進させるため、各大学の自主的・自律的な取組をどのように支援していくか、あるいは、どのような配慮が必要かという観点を重視している。

## 2 大学の教育情報の公表・活用に関する経緯と現状

### (1) 教育情報の公表等に関する制度改正の経緯と現状

平成10年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、大学が広く国民に対して情報を分かりやすく提供することは、大学の社会的な責務とされ、教育研究目標・計画などの各種の情報を公表することを制度的上位位置付けることが提言された。

これを受け、平成11年に大学設置基準が改正され、教育研究活動について、積極的に情報を提供することが規定された。

その後、大学の設置の趣旨や特色、評価の結果、学生の卒業後の進路などを公表すべき情報として例示するなど、段階的な整備が進められている。

平成19年には、学校教育法が改正され、教育研究活動の公表が大学の役割として定められたことなども踏まえ、大学分科会において大学の教育情報の公表が改めて議論され、平成22年に関連法令の改正が提言された。

これを受け、学校教育法施行規則が改正され、本年4月から、全ての大学が同規則に掲げられた情報を公表することとなり、各大学による取組が行われている。

このように、教育情報の公表は、この10年程度の間、関係者の様々な議論を経て、各大学で努力がなされている。個々の教育情報の内容については、各大学がホームページの中で公表していたり、大学概要などの各種刊行物の中で示したりしてきたが、制度改正を踏まえ、教育情報の公表のためのページを改めて設け、内容を集約して掲載するなどの取組が見られる。

#### (教育情報の公表方法の状況)

上記の学校教育法施行規則では、刊行物への掲載、インターネットの利用を通じて公表を進めることが規定されているものの、その詳細は定められていない。各大学では、ホームページに情報公表のページを開設し、トップページあるいは法人情報からリンクさせたり、情報公表のページは設けず、各項目ごとに関連するテーマと併せて情報を表示したり、情報をまとめた資料を掲載したりする取組がみられる。

一方で、ホームページに情報が掲載されているものの、大学によってはその情報を探するのが難しい例もあり、分かりやすい情報公表という観点からは十分ではないとの指摘もある。

## (2) 共通的な情報公表の仕組みの見直し

各大学による公表に加えて、大学団体などが、教育情報を目的に応じて収集・整理し公表することも考えられる。その一環として、大学の教育研究を支援する独立行政法人において、大学データベースを整備し、情報の収集・提供が行われてきた。

こうした情報提供業務については、政府全体の見直しの一環として、抜本的な検討が求められ、真に必要なもののみ、これまでの手法・規模等を改めて再構築することとされた。

そうした状況の中で、これまでの知的蓄積を活用しつつ、大学の情報を効果的に提供する仕組みを検討することが課題となっている。

## (3) 諸外国の状況

諸外国では、教育研究活動の状況の公表や、質の向上を目的としたデータベースやホームページを通じた情報発信の取組が見られる。ただし、こうした事例は、各国の大学制度やこれまでの経緯を背景としており、そのまま我が国に適用すべきでないことに留意が必要である。

### (米国の例)

全米の高等教育機関を対象とする包括的なデータベース（IPEDS）が整備されている。加えて、2007年から、州立大学を中心に、カレッジ・ポートレート（College Portrait）が運用されている。

カレッジ・ポートレートは、高校生が大学選択をやすくすること、大学の情報を透明性があり比較可能で理解しやすい形で公表すること、公共への説明責任と果たすこと、効果的な教育実践を把握し、一層の向上のための成果を測定し公表することなどを目的としている。

### (英国の例)

高等教育統計局が、大学統計を収集・整理し、公表している。2007年から、大学への公財政の配分を担う団体（HEFCE, Higher Education Funding Council for England）が、Unistatsというウェブサイトを活用している。

Unistatsは、各大学が提供する教育コースごとに、学生の入学時の情報や、満足度、学位所得と進級の状況、卒業後の就職状況などの情報を発信している。

### (韓国の例)

2008年から各大学に対して情報の公表が義務付けられ、韓国大学教育協議会（KCUE）が情報公示ウェブサイトを活用している。これは、学生・保護者、企業等に対して、大学の情報を積極的に提供することを目的としている。

### 3 教育情報の公表・活用の促進

#### (1) 教育情報の公表・活用に関する方向性

##### ① 各大学の自主的・自律的な取組

###### (各大学による情報発信の工夫)

各大学が、学生・社会の多様なニーズに応えつつ、教育の質を保証・向上させていくためには、それぞれの使命（ミッション）を明確化し、その実現にふさわしい教育課程、学生支援、学内の各種の組織、学修環境を整備することが求められる。また、そうした活動上の状況を社会に分かりやすく示していくことが不可欠である。

このことから、各大学は、学校教育法施行規則の規定に基づき、大学の基礎的な情報の公表を着実に行うとともに、人材養成目的等の使命（ミッション）や、修得すべき知識・能力を分かりやすく示すため一層の取組が求められる。

また、教育情報の公表は、情報の受け手をどのように想定し、受け手が必要としている情報が分かりやすく公表されているかどうかも重要である。例えば、高校生の視点からは、大学においてどのような教育が行われ、どのような経験ができるのか、また、大学の特色や強みが具体的な根拠とともに示されていることが望まれるとの指摘があった。また、企業からは、例えば、成績評価に関する厳格な基準が整備され、それが明らかにされることが望まれるとの指摘があった。

各大学が、こうした観点を踏まえ、それぞれの特色を活かしつつ自主的・自律的な取組として、教育情報の公表について、その内容や方法を工夫し積極的に改善していくことが期待される。

###### (教育内容や方法に関する情報発信の工夫の例)

大学の教育の状況を端的に発信するために、授業内容そのものを積極的に発信していくことが考えられる。

具体的な方策として、多くの大学がオープンキャンパスなどを通じて、実際に大学教育を経験できる機会を積極的に設けている。また、インターネットを活用して授業内容を発信する取組（代表的なものとしてオープンコースウェアの実施）が行われている。ただし、その時期や対象となる授業が限られている場合もあり、積極的に拡大していくことも求められる。

さらに、国際的な大学間の連携や、学生・教員の国際的な流動性の高まりなど大学教育のグローバル化が進展する中で、我が国の大学の状況が、海外に十分発信されていないという指摘があり、教育情報を国内だけでなく、世界に向けて積極的に発信することが必要となっている。その際、国際的な教育研究活動や学生交流に特色を発揮する大学を中心に、個々の大学が海外に積極的に情報発信するとともに、我が国の大学が全体として海外への情報発信に取り組むことが求められる。

#### (国際的な情報発信の工夫の例)

複数の大学がまとまって情報発信したり、海外の大学との連携を想定した体系的・順次性ある教育課程の編成しそれを表示すること（ナンバリング）など、日本への留学を希望する者や連携を目指す海外の大学の関係者、グローバル企業を含めた海外の労働市場に対して、分かりやすい方法で情報発信する工夫が考えられる。

大学分科会では、国際競争力の向上の観点からの情報発信の考え方の参考指針を示している。

#### (学生の学修状況に関する情報)

大学が、教育情報の収集・分析を通じて、教育の質の向上を図っていく上で、学生の学修状況に関する情報を収集・分析することも重要である。学生の教育課程の履修状況や学修時間、さらには学修に関する満足度なども、各大学において教育の質を向上させていくためには、重要な情報になると考えられる。

こうした取組は、既にいくつかの大学で実施されており、また、複数の大学が連携して学生へのアンケート調査の実施、その分析を行う例なども見られる。これらの先行的な取組とも連携し、あるいは参考にしつつ、各大学で学生の学修状況に関する情報の収集・分析が可能となるような仕組みの構築を進めていくことが有効と考えられる。

## ② 大学関係団体による教育情報の公表・活用に関する支援

### (大学関係団体による指針の作成)

各大学は、ホームページを通じて教育情報の公表を行っているが、公表に対する考え方、公表の方法や内容などその状況は多様である。

そうした中で、複数の大学団体が、学校教育法施行規則で定められた情報公表の内容が概括的であることも踏まえ、大学のために参考指針を作成し、公表にあたっての留意点などを示している。

#### (公立大学協会)

各大学において情報公表が適切に行われるだけでなく、できるだけ分かりやすい公表の形を工夫することや、公立大学間でなるべく共通のフォーマットで情報が参照できることが重要との認識から、「教育情報公表ガイドライン」を策定している。

#### (日本私立大学連盟)

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、常に誰でもがアクセスできるように整備することが重要との考えから、「大学の情報公表義務化と三つの方針」において、それらをどのように策定・公表すべきか提言している。

こうした大学団体の取組を通じて、教育情報の定義や収集・分析すべき教育情報の内容等に関し、大学関係者の理解が深まり、より分かりやすい情報の公表につながっていくことが期待される。それにより、各大学の自己点検・評価の充実や、認証評価など外部に対して教育情報を提供する際の大学の負担の軽減にも資すると考えられる。

各大学団体に参加・加盟している大学の状況は様々であり、大学団体の判断において、こうした各大学への情報提供が進むことが期待される。

### (大学関係団体による教育情報の収集・発信)

我が国の大学教育の質の保証・向上のためには、個々の大学の教育情報の公表の取組に加えて、大学団体や評価団体などの大学関係団体が教育情報の収集・発信に取り組むことも必要である。

全国的な視点や様々な大学の取組を踏まえた専門的な視点から、教育情報を収集・分析し、それぞれの大学の特色ある活動を発信することにより、各大学の一層の工夫を促すとともに、他大学で参考にしながら教育の質の保証・向上に向けた取

組が進むことが期待される。

#### **（優れた大学改革事例の提供）**

例えば、国公私立大学を通じた教育改革支援施策（G P 事業やC O E 事業等）をはじめとした、優れた大学改革の事例などを収集・整理し、その成果・課題などを幅広く提供していくことが考えられる。

また、認証評価では、各大学の活動の状況が幅広く公表され、その中には、優れた取組や課題も含めて、個々の大学の評価だけにとどまらない貴重な情報、評価団体の専門性を活かした有益な指摘なども含まれる。こうした情報を取りまとめて発信していくことも有益と考えられる。

#### **（大学関係団体による情報の収集・公表の留意点）**

大学関係団体が、各大学の教育情報を収集・公表していくことは、大学に関する情報が様々に扱われ、多様な情報発信がされている現状において、社会に対してより信頼性のある情報の発信していくという観点からも必要である。

その際、大学は、学生や地域の状況などにより、多様な教育研究活動を展開しており、例えば、小規模な大学であっても、地域と連携した教育活動を展開し、その地域の人材に対するニーズにこたえていたり、少人数によるきめ細かな指導や手厚い学生支援・就職支援を通じて学生の就業力の向上に成果を上げているなど、様々な強みや特色がある。そうした大学の強みや特色が具体的な根拠を持って示されるよう、教育情報の内容や表示の方法などについて工夫することが必要である。

また、収集した情報を単純に公表するのではなく、一定の分析を行ったり、情報の背景や理解の仕方を説明するなどの工夫をすることで、画一的なランキングをもたらすことのないよう留意が必要である。

#### **（人材育成への支援）**

各大学では、教育情報の公表を進めるとともに、教育の質の向上や大学運営の改善を進めるため、関連する情報を蓄積し、有効に用いることができる仕組みなどを整備することが課題となっている。また、各大学が蓄積した情報を活用して、自己点検・評価等を実施するにあたり、担当する職員的能力向上も重要である。

大学関係団体には、各大学の教育情報の公表・活用の支援として、各大学において情報を分析、活用するための方法の研究や、そのための人材育成を支援していくことが期待される。

## (2) 大学の負担の軽減

### (教育情報の取扱に関する負担の状況)

多くの大学で、本年4月の学校教育法施行規則の改正を契機として、ホームページなどを通じた教育情報の公表の取組の一層の促進が見られる。そうした取組の準備として、学内の各部署で収集していた情報を、公表担当部署に集約するなどの作業がなされている。

そうした制度への対応だけでなく、各種の調査などへの対応が各方面から求められ、さらに多くの場合に類似の情報が繰り返し問われていることなどが、大学の事務作業における負担となっていることが指摘された。

### (大学に対する情報提供依頼の状況(例))

広島市立大学において、外部から提供を求められる調査の現状について調査したところ、定期的に実施されるものだけで、152件あると報告されている。

#### 【調査主体別】

・ 出版社・進学情報事業者	64件
・ 官公庁	53件
・ 協会・協議会	15件
・ マスコミ	12件
・ 予備校	8件

このほか、認証評価では、評価機関が、評価の実施にあたり必要な大学の基礎的な情報を収集しており、これらの情報には、各種の調査と共通する項目もある。

このように、大学には、教育情報に関し、ホームページでの公表や各種調査への対応、外部評価のための準備などが求められており、そのための事務体制を十分に整備することが困難な場合もあり、大学の負担を軽減することが重要な課題である。

### (負担軽減のための方策)

学校基本調査などの統計調査の際に、各大学が作成・収集する情報を、各大学が合意の上で公表を進めることにより、各種の調査での項目の重複を排除するとともに、定義の統一などを進めることが適当である。

また、大学の基礎的な情報については共通的な公表の仕組みを構築し、広く一般に公表することにより、外部から大学への調査の負担を減らすことが必要である。

#### (学校基本調査の際に収集・作成する情報の活用)

学校基本調査は、統計法に基づく基幹統計として、大学の基礎的な情報を収集する基盤的な調査の一つであり、現在、多くの大学はオンラインシステムによる報告を行っている。

各大学には、文部科学省に報告した情報のバックアップのためのデータファイルが残るため、大学の判断により、これを活用して、データベースに情報を登録し、データベースを公表することにより、情報の収集や登録などに関する負担軽減が見込まれる。

#### (国が行う調査の見直し)

データベースの構築・公表に際しては、文部科学省などが例年実施する各種の調査について、データベースにより公表される項目や時代の進展によって不要になった項目は廃止するとともに、調査頻度を見直すなど、具体的な大学の負担軽減を図ることが必要である。

認証評価においても、大学の基礎的な情報を公表する共通的な仕組みを活用することで、評価の際の情報の収集などに関する大学の負担を軽減することにつながるものと考えられる。その際には、認証評価機関が連携して、認証評価の際に収集する情報の一定の共通化に取り組むことも課題となると思われる。

### (3) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

教育情報の活用と公表を進める観点から、課題と方向性を改めて整理すると、

- ① 各大学の使命（ミッション）とそれに基づく教育研究活動の状況を分かりやすく示し、教育の質の向上に資する教育情報の分析を促進すること、
- ② 大学進学希望者、自治体、産業界など、いわゆるステークホルダーに分かりやすく情報を提供すること、

が必要である。その際、ステークホルダーの求める情報を把握し、特に、信頼性のある情報を必要とする高校生など大学進学希望者の視点を重視すべきである。

また、大学が、限られた体制の下で、公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たすため、教育情報の活用・公表に取り組まなければならないことを踏まえると、教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築することで、各大学の取組を支援することが求められる。

このような教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みは、大学や大学関係団体の共通の情報発信の基盤として整備するとともに、その運用も、大学や大学関係団体などの大学コミュニティによる自主的・自律的なものとされるべきである。

その際、諸外国の事例も参照しながらも、我が国の大学の歴史的経緯や多様性に関する現状を踏まえて、収集する情報やその分析・表示の在り方などを検討する必要がある。例えば、規模の小さな大学や地方の大学などが、地域に根ざした特色ある教育を行っている事例も多く、そうしたことを包含した検討が求められる。

具体的な運用の在り方や情報の内容などについては、大学や大学関係団体のニーズを踏まえながら、柔軟に改善を図っていくことが必要と考えられ、そうした仕組みを設けつつ段階的に整備を進めていくことが適当である。

このような観点を踏まえ、厳しい財政状況の中で、これまで我が国において取り組んできた蓄積を十分活用し、効率的・効果的に進めていくことが望ましい。

なお、統計やデータだけで、大学の全体像が分かるわけではない。実際に大学のキャンパスを訪ねると、教育活動や学生の状況、ハード・ソフト両面での学修環境など、その大学の多様な活動を知ることができる。多くの者が、大学を訪問して、現状を知ることが、大学が社会に開かれた存在となるために有益であり、大学も、その教育活動の取組を多くの者に直接に見てもらえるよう努めることが肝要である。

以上が、協力者会議におけるこれまでの議論の状況である。大学関係者をはじめ関係諸機関において、これを踏まえつつ、教育情報の公表・活用を促進する方策について一層の検討が進んで行くことを期待したい。協力者会議としても、その状況を把握・検証していくこととしたい。